



はいさい

編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

田中直紀 新防衛大臣初来沖



航空自衛隊那覇基地を視察



田中防衛大臣と仲井眞県知事との会談の様子



記者会見の様子

目次

CONTENT

平成24年度 沖縄関係予算政府案決定	2
米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転 「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」	4
「MV-22オスプレイ配備」に係る質問への回答	5
普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の 提出について	6
Q&A 環境影響評価書に関する疑問点に答えます。	9
一部の報道に不正確な内容が含まれていたことから、 指摘の上、訂正を求めました。	12
普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価業務を めぐる一連の報道について	13
基地周辺対策事業に関する研修会の開催	14
防衛施設周辺対策事業	14
初詣参拝者（普天満宮）のため臨時駐車場として開放	15
ローワープラザ地区からの雨水流水被害について	15
平成24年度から防衛省職員の採用方法が変わります！	15
沖縄防衛局発注工事の空軍年次表彰について	16

一月十三日に発足した野田改造内閣において、田中直紀参議院議員が防衛大臣に就任しました。

田中防衛大臣は一月二十二日・二十三日、大臣就任後初めて沖縄県を訪れ、普天間飛行場を嘉数高台から視察したのをはじめ、仲井眞県知事と会談（中央写真）し、その後、航空自衛隊那覇基地を視察し、同基地において記者会見を行いました。

記者会見で田中防衛大臣は、「普天間飛行場を視察し、改めて同飛行場の危険性を体感することができた。米軍基地の負担軽減、特に普天間飛行場の移設問題については、日米合意を大前提として今後とも沖縄県をはじめとする地元の皆様方と意思疎通を密にしながら一つ一つの解決に向けてしっかりと取り組んで行かなければならない。」と述べました。

平成24年度 沖縄関係予算政府案決定

平成24年度沖縄防衛局に係る沖縄関係政府予算案は、次のとおりとなりました。

(単位：億円、%)

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 率
(項) 防衛施設安定運用関連諸費				
1. 基地周辺対策経費	147	153	6	4.0
住宅防音	149	153	4	2.6
周辺環境整備	55	58	3	5.2
2. 補償経費等	92	95	3	3.2
(1) 施設の借料	94	95	1	1.1
土地等の借料	955	1,028	73	7.7
その他(道路使用等)	960	1,028	68	7.1
(2) 漁業補償	933	1,000	67	7.2
(3) その他の補償等	918	964	45	4.9
小 計	14	37	22	2.5倍
小 計	9	9	0	△ 3.0
小 計	13	19	6	45.5
小 計	18	19	1	4.8
小 計	1,102	1,181	79	7.2
小 計	1,109	1,181	72	6.5
(項) 在日米軍等駐留関連諸費				
1. 基地従業員関係	444	449	5	1.0
2. 提供施設の整備	50	45	△ 5	△ 9.0
3. 提供施設の移設	12	37	25	3.0倍
小 計	1	1	0	47.4
小 計	1	1	0	34.5
小 計	495	496	1	0.1
小 計	458	487	30	6.5
小 計	1,598	1,677	79	5.0
小 計	1,567	1,669	102	6.5

平成24年度特別行動委員会 (SACO) 関係経費 【 沖 縄 関 係 】

(単位：億円、%)

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 率
1 土地返還のための事業	17	36	19	2.2倍
	43	21	△ 22	△ 51.1
2 訓練改善のための事業	0	0	0	△ 17.4
3 騒音軽減のための事業	26	57	31	2.2倍
	9	24	15	2.6倍
4 SACO事業の円滑化を図るための事業	3	3	0	0.4
合 計	46	96	51	2.1倍
	55	48	△ 7	△ 12.7

平成24年度米軍再編関係経費 (地元負担軽減分) 【 沖 縄 関 係 】

(単位：億円、%)

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 率
1 沖縄における再編のための事業	66	86	20	30.5
	19	38	19	2.0倍
(1) 普天間飛行場の移設	63	84	20	32.3
	16	38	22	2.4倍
(2) 嘉手納以南の土地の返還	3	3	0	△ 9.4
	3	0	△ 3	△ 99.7
2 再編関連措置の円滑化を図るための事業	17	15	△ 2	△ 9.8
合 計	83	101	18	22.3
	36	53	17	48.2

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースです。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがあります。

予算案に計上された主な事案

- 与那国島への沿岸監視部隊の配置等
新編する沿岸監視部隊の配置及び移動警戒隊の展開のために必要な土地の取得などを実施（10億円を計上）
- 那覇基地における早期警戒機の整備基盤の整備
南西地域において早期警戒機（E-2C）を常続的に運用しうる態勢を確保するため、整備器材等を取得（2億円を計上）
- 那覇基地における戦闘機部隊の2個飛行隊化
那覇基地における戦闘機部隊の2個飛行隊化に向けた所要の施設整備のための調査を実施（0.7億円を計上）
- 普天間飛行場移設事業関連
環境現況調査及びキャンプ・シュワブ内の陸上工事に要する経費として歳出ベース約38億円、契約ベース約84億円を計上。
- 騒音軽減策の海軍駐機場移転に係る事業
SACO最終報告における騒音軽減策の一つである海軍駐機場移転に係る事業として、格納庫、駐機場及び誘導路等の工事等に要する経費、歳出ベース約24億万円、契約ベース約57億円を計上。
- 民生安定助成事業（一般助成）
新たに屋外運動場及び学習等供用施設の改修に必要な予算を計上。
これらの施設は、平成23年度の通達改正に伴い改修工事助成事業の補助対象施設のメニューとして追加されたものの一部です。
なお、現在改修工事助成事業の対象となっている施設は次の表のとおりです。

●は23年度から対象、○は従前から対象

区分	対象施設	一般助成		防音助成			
		新設	改修	新設	改修		
環境整備法第8条 施行令第12条	1項 有線ラジオ放送の業務を行うための施設	○					
	2項 道路	○					
	3項 児童養護施設			○			
	4項 看護師養成所又は准看護師養成所			○			
	5項 無線設備及びこれを設置するために必要な施設	○					
	6項 養護老人ホーム又は軽費老人ホーム			○			
	7項 消防施設	○					
	8項 公園、緑地、その他公共空地	公園、緑地 屋外運動場 多目的広場	○	●			
	9項 水道		○				
	10項 有線放送電話業務を行うための施設		○				
	11項 し尿処理施設又はごみ処理施設		○				
	12項 老人福祉センター			○	○	○	
	13項 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設	保育用施設		○			
		水泳プール		○			
		体育館	○	○			
		青年の家		○			
		コミュニティ供用施設	○	○	防音加算		
		特別集会施設		○	○	○	
		学習等供用施設			●	○	○
		公民館			●	○	○
図書館				●	○	○	
保健相談センター				●	○	○	
博物館			○	○	○		
児童館			●	○	○		
自治会集会所			●	○	○		
14項 港湾施設用地							
15項 農業用施設 林業用施設 漁業用施設	土地基盤整備事業等	○					
	農民集会施設		●	○			
	農民研修施設		●	○			
	経営基盤整備等	○					
	林業研修施設		●	○			
漁場整備事業等	○						
漁民研修施設			●	○			

※改修事業については、施設設置後おおむね20年を経過した施設を対象としていたが、23年度からは、施設設置後おおむね10年を経過した施設から対象

注1. 民生安定助成事業とは、防衛施設があることによって周辺住民の皆さんの暮らしに影響を及ぼす場合に、市町村などが行う公園、道路、体育館、公民館などの生活環境施設や、農業用施設、漁業用施設などの事業経営の安定に寄与する施設の整備に対し補助金を助成する事業である。

注2. 防音加算とは、音響による障害の緩和以外の目的で整備する施設に助成される補助金に、音響による障害の緩和を併せて行う場合に加算される補助金である。

- 告示後住宅の防音工事について
現在、嘉手納飛行場周辺の特に関音の著しい85W以上の区域において実施している告示後住宅の防音工事は、昭和58年3月11日から平成14年1月17日までに建築された住宅を対象としてきましたが、平成24年度からは、平成20年3月10日までに建築された住宅についても対象とすることとし、平成24年度予算案に所要の経費を計上しています。

なお、今回新たに対象となる住宅で防音工事を希望される方の住宅防音工事希望届の受付開始時期については、平成24年度予算成立後に、沖縄防衛局のホームページでお知らせします。

◆問い合わせ先: 沖縄防衛局 企画部 住宅防音課
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9 電話 098-921-8150

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転 ～嘉手納からの訓練移転を2月に実施～

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づく、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、本年2月には、嘉手納飛行場所属の航空機による訓練を初めてグアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺へ移転して実施することとしています。訓練日程等は次のとおりです。

- 訓練期間：平成24年2月7日(火)～2月24日(金)
- 参加部隊：第18航空団(嘉手納)
- 使用基地等：グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域
- 演練項目：戦闘機戦闘訓練
- 参加規模：F-15×18機程度、空中給油機×4機等、人員約500名程度
- ※ 本内容については、今後、変更される場合があります。

なお、昨年10月及び12月、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。

	訓練実施期間	参加規模
第1回目	平成23年10月10日～28日(19日間)	F A-18戦闘攻撃機×20機、人員約400名程度
第2回目	平成23年12月5日～19日(15日間)	F A-18戦闘攻撃機×20機、空中給油機×1機等、人員約650名程度

当該訓練移転期間中における同飛行場での外来機と考えられる航空機の離着陸等の状況などについては、次のとおりです。

- 目視調査による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の1日当たりの平均離着陸等回数(午前6時から午後6時)

	訓練移転期間 ^(※)	戦闘機	戦闘機以外	合計
第1回目	平成23年10月6日～10月30日	0.2回	17.6回	17.8回
第2回目	平成23年11月28日～12月20日	5.7回	17.3回	23.0回
平成23年4月から12月までの平均		16.2回	15.4回	31.6回

※訓練移転期間とは、岩国飛行場のF A-18戦闘攻撃機がグアムに到着した日から岩国飛行場に帰還した日までの期間である。

- 訓練移転期間中における騒音発生状況

当局は、嘉手納飛行場の滑走路両端の2ヶ所及び嘉手納飛行場周辺の12ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

・WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベル)^(※)

	訓練移転期間	騒音測定場所	
		滑走路国道側	滑走路県道側
第1回目	平成23年10月6日～10月30日	83.8W	87.7W
第2回目	平成23年11月28日～12月20日	87.2W	89.7W
平成23年4月から12月までの平均		90.7W	92.6W

※WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、新たに追加したグアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」・ 「MV-22オスプレイ配備」に係る質問への回答

在日米軍・海兵隊の意義及び役割（パンフレット）

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレットは、我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増している中、在沖米海兵隊を含む在日米軍の意義及び役割について、広く皆様に御理解を深めていただくための一助となるよう作成したものです。

本パンフレットに関して沖縄県知事から防衛大臣あての質問書が提出されたことから、昨年12月20日に沖縄県に回答を行うとともに、あわせて関連する自治体等に対しても回答内容を説明しました。

防衛省としては、パンフレットについて、県内の自治体、諸団体等に対して配布・説明を行っており、在沖海兵隊を含む在日米軍の意義及び役割について、一層の御理解が得られるよう努めてまいりたいと考えています。

MV-22オスプレイ配備

2012年（平成24年）の遅くから第三海兵機動展開部隊のCH-46をMV-22オスプレイに換装する方針である旨の米国防省の発表に関して、昨年6月24日に沖縄県知事及び宜野湾市長の連名による防衛大臣あての質問書をいただいております。

これを受けて防衛省は、米側と様々なレベルで協議を行い、米側からの説明を基に回答を取りまとめ、同年9月1日に沖縄県知事及び宜野湾市長職務代理者（宜野湾市副市長）に回答を行いました。米側へ照会中等のために部分的に十分に回答できていない質問項目につきましては、同年12月20日に沖縄県知事及び宜野湾市職務代理者に追加の回答を行うとともに、あわせて関連する自治体等に対しても回答内容を説明しました。

防衛省としては、今回の追加回答にとどまらず、引き続き詳細な情報の把握に努めるとともに、得られた情報については、丁寧に説明していきたいと考えています。

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」、「MV-22オスプレイ配備」に係る質問への回答内容は、以下の沖縄防衛局ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

普天間飛行場代替施設建設事業に係る 環境影響評価書の提出について

当局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書について、環境影響評価法に基づく埋立事業分を昨年12月28日に、沖縄県環境影響評価条例に基づく飛行場及びその施設の設置の事業分を本年1月6日に送付しました。

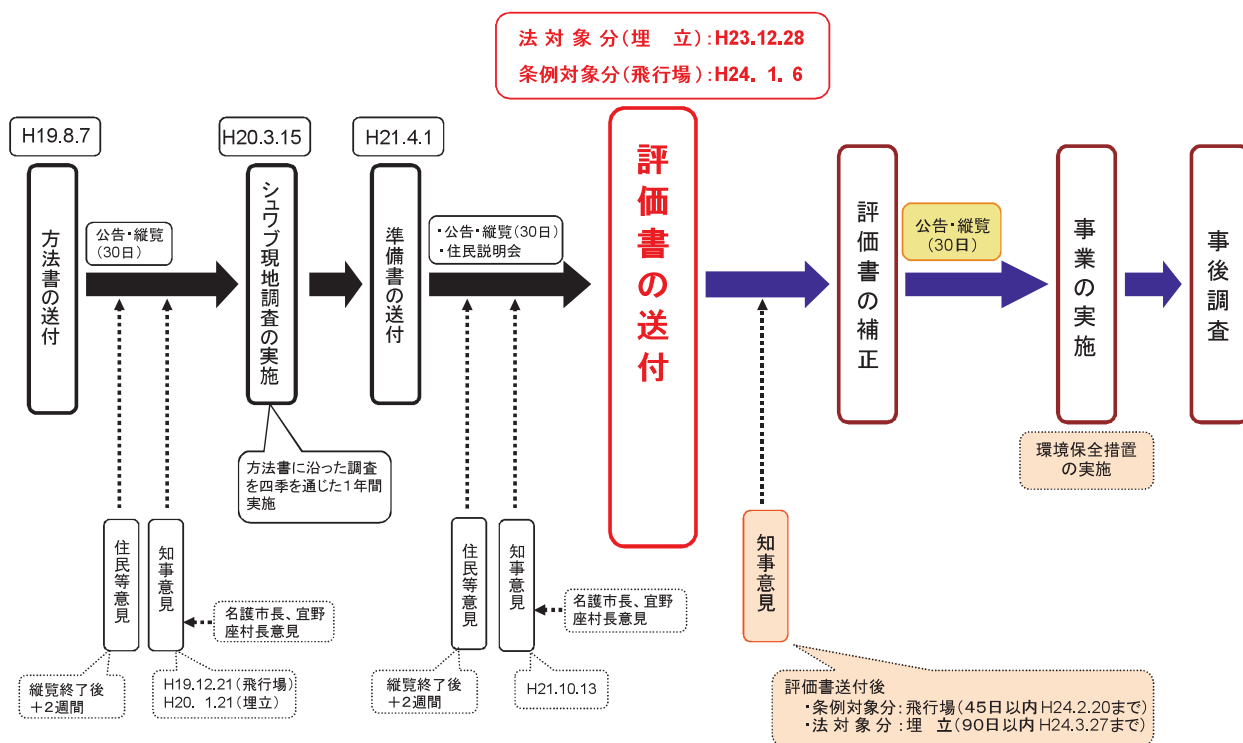
環境影響評価書は、平成21年10月に沖縄県知事から頂いた準備書に対する意見を勘案するとともに、住民等意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加えたものです。

また、評価書の作成に当たっては、昨年6月の米国防省によるMV-22の沖縄配備についての発表を踏まえ、対象機種のうちCH-46をMV-22に変更するとともに、日米間の協議を経て新たに合意した飛行経路等を踏まえた予測・評価を行いました。

評価書については、1月19日より、防衛局本局及び事務所など（那覇事務所、名護事務所、金武出張所）において閲覧に供するとともに、ホームページへの掲載を行い、公表しています。

ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

環境影響評価の流れ



環境影響評価準備書からの主な変更項目

MV-22オスプレイ配備の決定、「2+2」共同発表を踏まえた対応

1 対象航空機、飛行経路の変更

- 1) 対象航空機：CH-46→MV-22オスプレイ
- 2) 飛行経路：台形→レストラック型

予測・評価への影響

- ・航空機の運航（存在・供用時）に伴う大気質、騒音、低周波音等

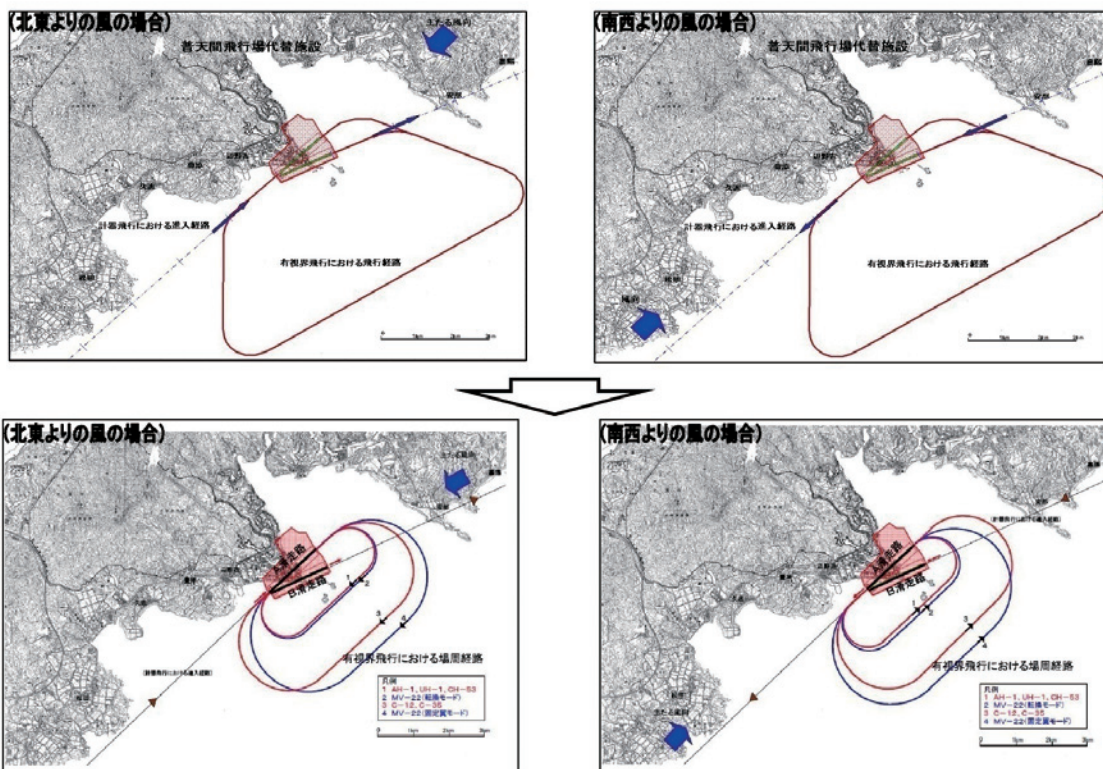
2 滑走路・オーバーラン長の変更

- 1) 滑走路長：1600m → 1200m
 - 2) オーバーラン長：100m → 300m
- } 海上部の進入灯延長の減

予測・評価への影響

- ・工事の実施に伴う大気質、騒音、振動等
- ・存在・供用時における景観等

1-2) 飛行経路の変更 (台形→レーストラック型)

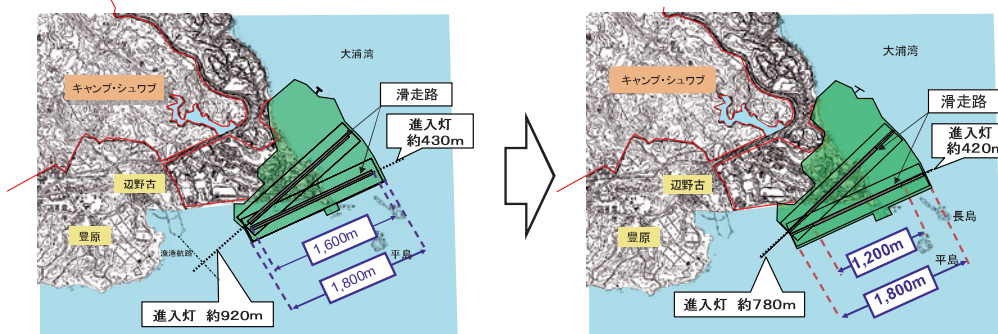


- ①左図は、北東よりの風向きの場合の離発着経路及び有視界飛行の場周経路を图示したものです。この図においては、
 - A滑走路が飛行場への到着時の主たる滑走路として使用され、B滑走路が出発のために使用される主たる滑走路となります (図中の赤い矢印)。
 - A滑走路は、②に示される条件がない場合には、場周経路上を有視界飛行する場合の主たる滑走路として使用されます (図中の黒い矢印)。
 また、右図は、南西よりの風向きの場合の離発着経路及び有視界飛行の場周経路を图示したものです。
 - A滑走路が飛行場への出発時の主たる滑走路として使用され、B滑走路が到着のために使用される主たる滑走路となります (図中の赤い矢印)。
 - A滑走路は、②に示される条件がない場合には、場周経路上を有視界飛行する場合の主たる滑走路として使用されます (図中の黒い矢印)。
 ②V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用することにより離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経路が海上を通ることができるように作られたものです。しかしながら、気象 (風向き、視界及び雲の状況)、管制官の指示 (間隔及び順序)、安全 (緊急時)、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により、航空機は図示された場周経路から外れることがあります。また、状況により主たる滑走路の使用が妨げられる場合 (鳥による障害、悪天候、緊急時、その他の滑走路の使用を妨げる物体)、または運用上の所要から必要とされるとき (状況によりやむを得ない場合) には、もう一方の滑走路が使用されます。

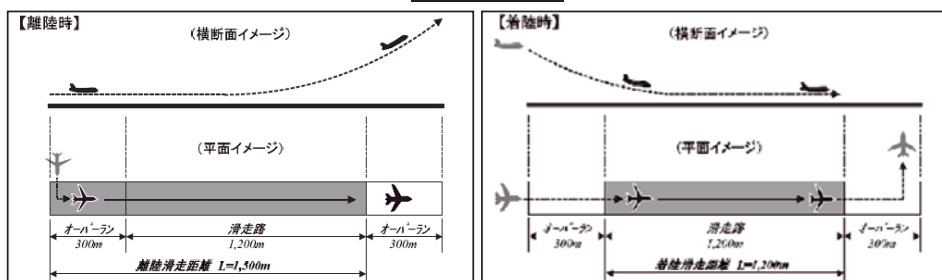
2 滑走路・オーバーラン長の変更

滑走路長: 1600m → 1200m
 オーバーラン長: 100m → 300m

飛行場施設の位置・形状

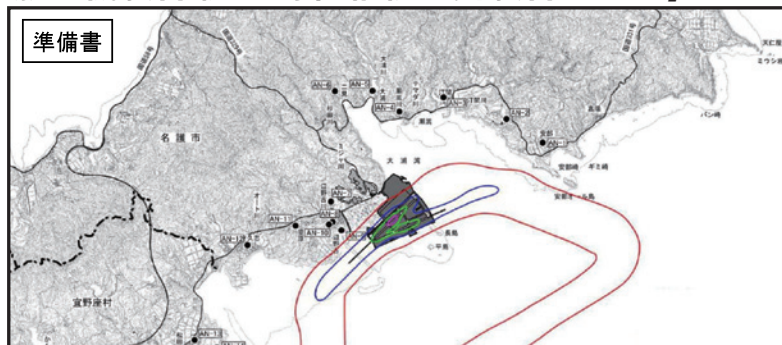


滑走路の運用



調査結果の概要並びに予測及び評価の結果

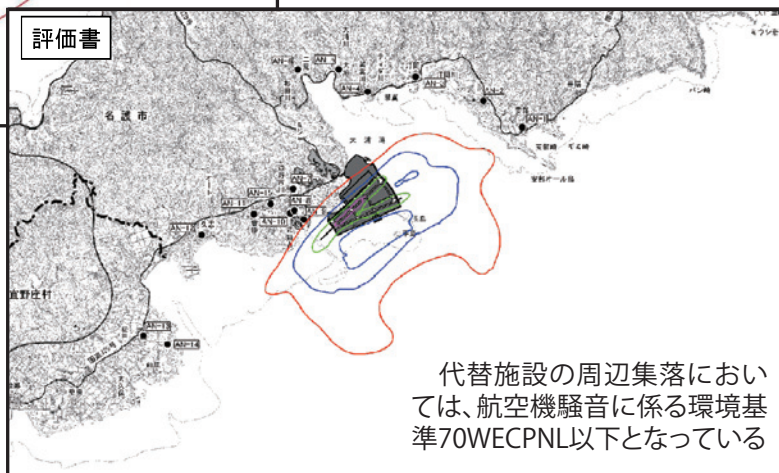
航空機騒音(加重等価継続感覚騒音レベル [WECPNL])



航空機騒音に係る環境保全の基本又は目標

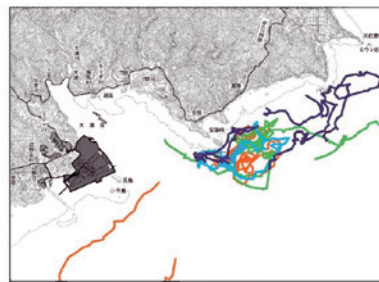
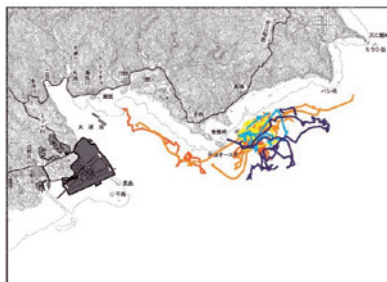
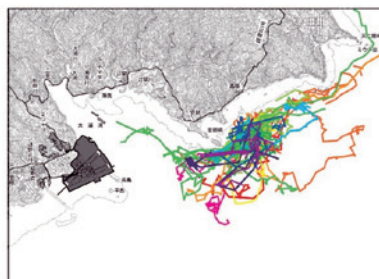
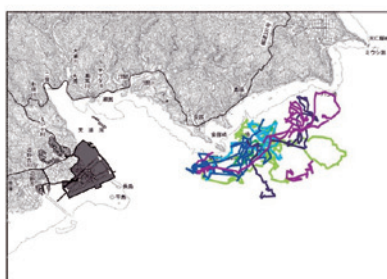
地域の類型	評価指数	環境保全の基準又は目標
1	WECPNL	70WECPNL以下
	Lden	57デシベル以下

- : 70WECPNL
- : 75WECPNL
- : 80WECPNL
- : 85WECPNL



「航空機騒音」予測結果については、上の図が準備書における、下の図が評価書における「加重等価継続感覚騒音レベル(うるささ指数)」を示したものです。図における赤線が「航空機騒音に係る環境基準」において、専ら住居の用に供される地域に適用される70WECPNLを示しています。この地域に環境基準の類型指定はありませんが、図に示すとおり、代替施設の周辺集落においては、70WECPNL以下となっているところです。

ジュゴンの確認状況



ジュゴンにつきましては、沖縄県知事から、「調査範囲に辺野古地先海域を含めた複数年の調査を実施すること。」との意見を頂いており、平成19年度から平成22年度にかけて実施した事業者の自主的な調査も含め、複数年ー3ヶ年以上の調査データを用いて予測・評価を行ったところです。

事後調査等

環境保全対策を確実に実施するとともに、事業の実施中及び供用開始後の一定期間において、事後調査及び環境監視調査を実施し、当該保全策の効果や環境への影響を調査

[事後調査]

- ① 水の汚れ
- ② 電波障害
- ③ 海域生物、海域生態系（ウミガメ類、サンゴ類、海藻草類、ジュゴン等）
- ④ 陸域動物（重要な動物の移動後の生息状況、鳥類の営巣状況等）
- ⑤ 陸域植物（重要な植物の移植後の生育状況等）
- ⑥ 陸域生態系（鳥類の生息・繁殖状況、オカヤドカリ類・オカガニ類の移動状況等）

[環境監視調査]

- ① 騒音（航空機騒音、道路交通騒音、建設作業騒音）
- ② 低周波音（航空機等）
- ③ 土砂による水の濁り
- ④ 地下水の水質
- ⑤ 海域生物、海域生態系（サンゴ類、海藻草類等）

総合評価

- 準備書に対する知事意見等を勘案し、準備書の内容に検討を加え、事業の実施に伴う環境保全措置を講じることとした結果、事業実施区域周辺に及ぼす環境影響はやむを得ず出るものの、その影響の程度及び範囲は評価の基準とした各種指標の中に概ね収まっており、事業の実施に際して、環境保全上、特段の支障はないものと判断。
- 事業の実施に際しては、十分な事後調査（環境監視調査を含む。）を実施し、必要に応じて環境保全措置の更なる改善を図る。

Q&A 環境影響評価書に関する疑問点に答えます。

Q：【オスプレイ】航空機の対象を CH-46 からオスプレイに変更した理由は何ですか。

A： MV-22オスプレイが沖縄に配備される可能性も否定できないと認識していましたが、沖縄への配備については、これまで外交ルートにより累次にわたり米側に確認していたところ、従来より具体的に決まっていなかったの回答がなされていました。しかしながら、昨年6月6日（米国時間）、米国防省が、2012年の遅くから普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表を行ったことを踏まえ、対象航空機をCH-46からMV-22オスプレイに変更しました。

Q：【オスプレイ】オスプレイを対象航空機として、環境影響評価を一からやり直すべきではないですか。

A： 普天間飛行場代替施設に係る建設事業において、飛行場の設置に関する環境影響評価については、沖縄県環境影響評価条例に従い手続を進めてきたところです。

航空機の機種が変更となった場合については、沖縄県環境影響評価条例や施行規則に規定されている環境影響評価手続をやり直す要件には当たらないものと考えています。

なお、オスプレイについては、米国に騒音等に関する情報提供を求めたほか、米本国における現地調査を実施する等して、情報収集した成果を基に予測・評価を行うなど、評価書の中で適切に反映させています。

Q : 【飛行経路】 普天間飛行場の代替の施設における有視界飛行経路を変更することとなった経緯を教えてください。

A : 普天間飛行場の代替の施設については、2006年（平成18年）当時、名護市長及び宜野座村長から、周辺地域上空を回避するよう要請されたことを踏まえ、滑走路形状をL字からV字に変更して、両首長と基本合意書を締結し、その中で有視界飛行経路を台形のものとなりました。

その後、平成22年夏に行われた日米の専門家による検討において、代替の施設の有視界飛行経路について、様々なケースを想定して詳細に検討する必要があることから、引き続き日米間で議論を継続していくこととなりました。

その後、協議を続けていく中で、昨年6月に米国防省が2012年（平成24年）の遅くから普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表を行ったことも踏まえ、標準的な航空慣行、運用上の所要、安全性、上空飛行や騒音を含む地元コミュニティへの影響の観点から詳細かつ包括的に日米間で検討した結果、今般、新たな飛行経路で合意に至りました。

Q : 【飛行経路】 航空機が集落上空を飛行することはないのですか。

A : 気象（風向き、視界及び雲の状況）、管制官の指示（間隔及び順序）、安全（緊急時）、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により、航空機は図示された場周経路から外れることがあります。

このような場合があったとしても、基本的に集落上空を回避するとの方針に変わりはありません。

Q : 【航空機騒音】 評価書においては、ほとんどの予測地点において準備書と比較し騒音評価値が高くなっているのはなぜですか。

A : 普天間飛行場代替施設の環境影響評価準備書と評価書における各予測地点の騒音値を比較すると、準備書に記した14ヶ所の予測地点のうち13ヶ所において評価書の方が準備書よりわずかに騒音値は大きくなっていますが、これは、準備書作成以降における場周経路の形状の変更などによるものと考えられます。

しかしながら、WECPNL予測コンター図において、専ら住居の用に供される地域における航空機騒音に係る環境基準値である70WECPNLの範囲内に集落は存在しておらず、その点について準備書と変更はありません。

Q : 【低周波音】 MV-22の飛行時の低周波音は心理的影響、生理的影響及び物的影響に係る閾値をいずれも上回っており、周辺環境に影響を及ぼすことは明らかではないですか。

A : 準備書に対する県知事意見では、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年2月環境省環境管理局大気生活環境室）において、測定値がいずれかの周波数で当該参照値以上であれば、その周波数が低周波音苦情の原因である可能性が高いとされていることを考慮して、設定した評価基準を示すこととの意見が出されました。

一般的に固定発生源（ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源）から発生する低周波音については、低周波音問題対応についての「評価指針」が示されていますが、航空機の飛行を含む交通機関等の移動発生源からの低周波音苦情には適用しないこととされています。このため、移動発生源からの低周波音についての基準等は存在せず、また、連続的に発生する固定発生源と短時間に発生する移動発生源からの低周波音を単純に比較することは困難ですが、他に確立した手法もないことから、一定の目安として固定発生源からの低周波音の心理的影響、生理的影響及び物的影響に係る閾値と比較しました。

MV-22の飛行時の低周波音については、一部の予測地点（安部集落）においてのみ、限られた周波数で、心

理的影響及び生理的影響に係る閾値をわずかに上回っていますが、閾値を上回るような飛行回数はわずかであり、予測地点付近上空を飛行する時間も短時間の一過性のものです。また、物的影響については、各予測地点において、限られた周波数で閾値をやや上回っています。

これらのいずれの値も、一定の日安である固定発生源に係る閾値との比較であることから、移動発生源である航空機の飛行に伴う値が閾値を越えても必ずしも影響が出るとは限らないと考えられ、また、建具の種類、大きさ、設置条件及び建具背後の部屋の構成などにより、建具のがたつき始める音圧レベルは個々の建具により大きく異なり、低周波音の音圧レベルがいずれかの周波数で閾値を超えても必ずがたつきとは限らない（環境省）とされています。

いずれにせよ、低周波音に関する苦情があった場合には、発生源の状況と苦情内容との関係を調査するとともに、関係が確認され、対応が必要と判断される場合には、環境保全措置を検討し、適切に対応することとしています。

Q : 【ジュゴン】準備書に対する知事の見解において、ジュゴンについて複数年調査などを行うことを求めています。対応状況を教えてください。

A : ジュゴンの調査については、方法書に沿った調査として、平成20年3月から、四季を通じた1年間の調査を行い、当該調査で収集したデータ等を分析、検討した結果、防衛省としては、予測・評価に必要なデータ等が得られたと判断しています。

他方、平成19年度や平成21年度から22年度の防衛省が自主的に行った調査の結果が得られていることから、これらのデータも有効的に活用することにより、結果として、3年以上の調査データを用いて予測・評価を実施しています。

Q : 【電波障害】報道によれば、代替施設の航空機の運航に伴ってテレビの電波障害が悪化すると予測したとのことですが、事実関係はどうなっていますか。

A : 当局は現地において、テレビ電波の受信状況を調査し、その結果を評価書の中で示したところです。一般的に航空機の運航によりフラッター障害（航空機の反射波がノイズ源となる）が生じることが考えられますが、飛行場運用時において、受信状況が悪化する可能性があるかと予測しているところです。なお、評価書において、飛行場運用時の電波障害の発生を把握し、その程度に応じて対策を実施することとしています。

Q : 【評価書提出について】 何故、課業時間外の未明に評価書を提出することとしたのですか。

A : 防衛省としては、環境影響評価書の準備が整えば、沖縄県の担当部局に対し、直接手交することを考えていました。しかしながら、市民団体等が県庁舎のすべての出入口付近において、評価書提出の阻止のための行動を展開する旨の報道に接したことや、昨年12月26日の現地の状況を勘案した結果、課業時間内に県庁の担当部局に対して評価書を手交することは混乱を招くと判断し、一度は配送による提出方法を選択しました。

しかし、27日には、当局が依頼した配送業者の車両が沖縄県庁舎の出入口付近で進入を拒まれ、評価書を提出できないばかりか、結果的に県庁舎付近で混乱が生じました。

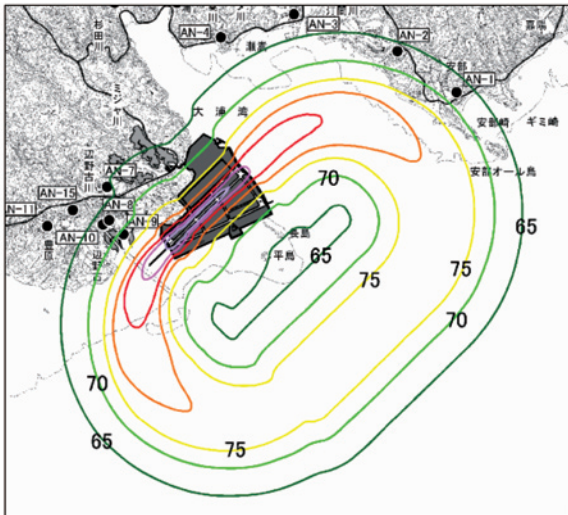
このような状況において、提出に当たって混乱をできる限り避けるため、やむを得ず課業時間外に沖縄県庁に搬入することとしました。

環境影響評価書について、一部の報道に不正確な内容が含まれていたことから、指摘の上、訂正を求めました。

1 「騒音予想コンター」について

1月8日の一部報道において、報道された騒音予想図は、評価書に参考資料として掲載しているMV-22のタッチアンドゴー時におけるピーク騒音レベル (LAmax) 予測コンター (05方向) であり、航空機騒音の予測評価に用いられる加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL (W値)) によるコンター図ではありません。また、タッチアンドゴーのピーク騒音レベルのみをもってW値を算定することはできません。正確には、以下の図を参照して下さい。

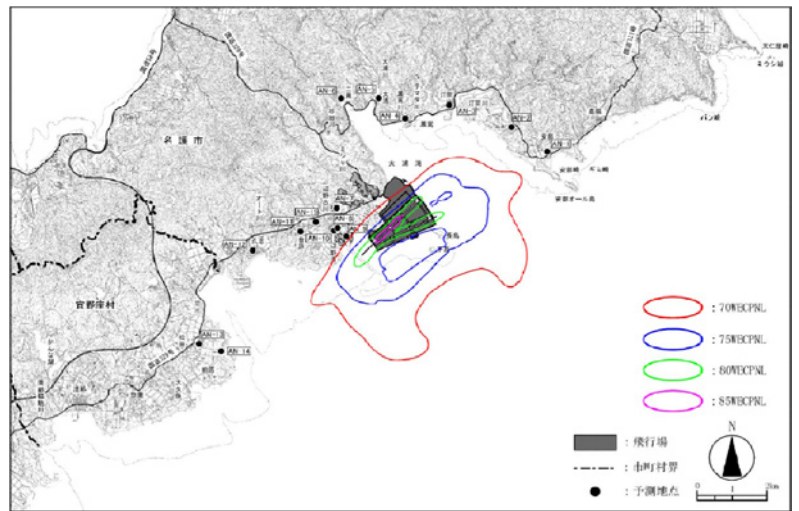
(報道)



表示の数値をW値として報道 (正確な単位はdB)

注: 知的財産権保護の観点から、報道された図を一部変更しています。

(事実関係)



加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL) 予測コンター

2 航空機騒音の予測結果について

同じ記事において、「代替施設のV字形滑走路のうち北側を使ってタッチアンドゴーをする場合の騒音予測図 (コンター) を見ると、うるささ指数 (W値) 70の範囲が拡大しているのが確認された。これにより一部の民家が新たにW値70の範囲に入ったものとみられる。」と報じられましたが、これは上記のコンター図に関する誤りに基づいた記述と思われます。評価書における加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL) の予測結果によれば、キャンプシュワブ内及び名護市豊原沿岸域の一部で70WECPNLに含まれていますが、それ以外の地域は、70WECPNLを下回っており、70WECPNLの範囲内に集落はありません。

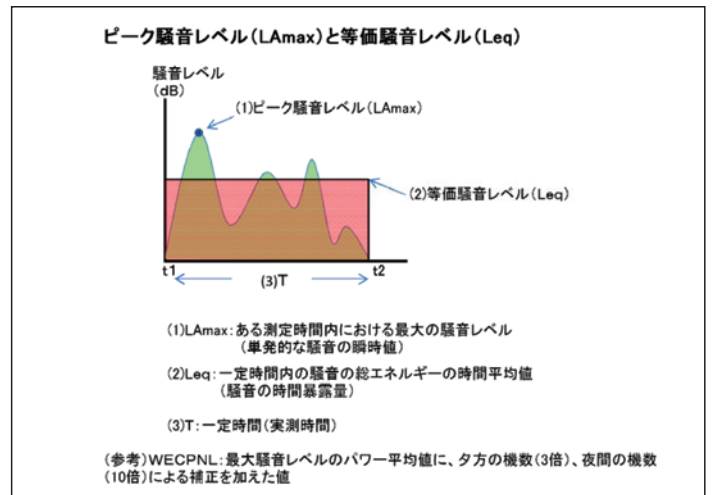
3 騒音予測値の比較について

1月26日及び27日の一部報道において、MV-22ハワイ配備に係る米国環境影響評価における学校区の騒音基準と普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書における騒音予測値を比較し、「辺野古アセスと大差」、「ハワイの基準と大きく開きがある」、「米環境保護庁がカネオヘベイのアセスで勧告した基準から懸け離れている」等と報じられました。

MV-22等ハワイ配備に係る米海軍省の環境影響準備書に対し、昨年12月、米環境保護庁は、米連邦航空局の教室内の騒音の指針値 (等価騒音レベル (Leq) 45dB) との比較を行うよう勧告しました。一方、上記の記事に引用された普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書中の予測値は、加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL) やピーク騒音レベル (LAmax) であり、異なる指標であるLeqと単純に比較することは誤りです。例えばLAmaxは瞬間的な最大値であることから、時間平均値であるLeqと比較すれば、当然にLeqを上回ることになります。

また、上記の米連邦航空局の指針値は学校防音工事の助成対象を定めるため教室内の騒音の指針を示したものであり、代替施設に係る評価書で示した室外の騒音予測値と単純に比較することはできません。

以上のように、上記の記事は比較方法に問題があり、代替施設周辺の騒音が米国環境保護庁の勧告する指標を大きく上回るとの指摘は当たりません。



普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価業務をめぐる一連の報道について

1月25日～27日の一部報道において、「アセス調査2社独占」、「科学的客観性に疑義も」、「競争入札なく高落札率」などの見出しとともに、「米軍普天間飛行場の移設に向けた環境影響評価（アセスメント）に絡み、防衛省の職員OBが天下りした業者を含む計2社が、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ周辺の水域・陸域生物調査など12件の調査業務を独占的に請け負っていることが分かった。」「事業者である防衛省のOBが受託業者に入っていることでアセスの科学的な客観性や信頼性が疑われかねないとの指摘がある。」「受託業者を決めた入札は全てで「プロポーザル方式」か随意契約を取っている。競争入札はなかった。落札率はほとんどが98、99%台。プロポーザル方式は、随意契約の一種で、発注者が業者に「技術提案書」を提出させ選定。明確な業者選定理由が見えにくく不透明さが指摘されている。」等、特定の業者が普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価業務を高落札率により独占的に受注し、また、環境影響評価の科学的客観性にも疑義があるかのような報道がなされました。

このような報道に対する当局の見解は以下のとおりです。

■ ■ ■ 環境影響評価に関連する業務の落札率が高い理由 ■ ■ ■

環境影響評価に関連する業務は、生物等に関する専門的な知識等が要求されることから、基本的にプロポーザル方式を採用しています。

プロポーザル方式は、価格的な要素だけで評価を行う入札方式ではなく、入札参加者から提出された技術提案書を審査し、技術的に最も優れたものを特定し、その者から徴収した見積りを参考として予定価格に反映させています。このことから、いわゆる落札率が価格競争の場合と比較すると高くなる傾向が生じることは当然であります。

なお、プロポーザル方式で入札を行った環境影響評価に関連する業務については、官報及びホームページ等により広く公募を行った結果、複数社が参加を表明し、審査等の手続きを経ていることから、競争性は保たれていると認識しています。

■ ■ ■ 環境影響評価の客観性や科学的な信頼性には問題はありません ■ ■ ■

沖縄防衛局は、これまで、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価について、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例並びにこれらの法令に係る規則、指針等に基づき、方法書、準備書、評価書を作成しています（下図参照）。

図に示したとおり、方法書の作成に当たっては、専門家等の助言を受けて調査、予測及び評価の手法を選定しており、また、それ以降の段階においても専門家等の助言を聴取しながら予測、評価等を行っています。

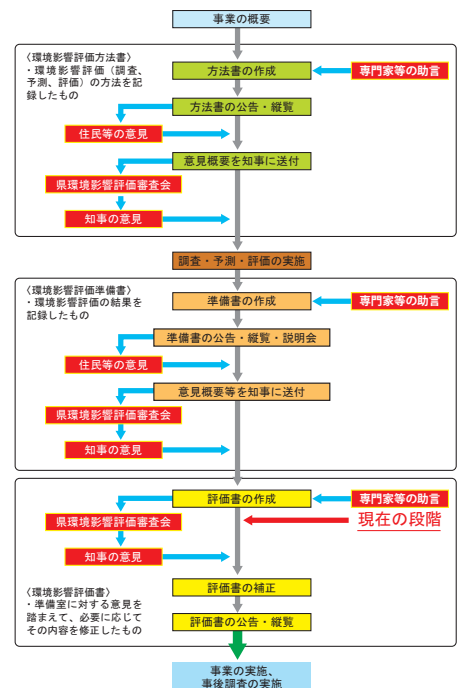
また、方法書、準備書は、沖縄県及び沖縄県環境影響評価審査会の審査を経ており、今般沖縄県に提出した評価書は、準備書に対する沖縄県知事意見を勘案するとともに、住民等意見に配慮して準備書に検討を加えたものです。

このように第三者の助言を受け、審査等を経ていることから、このほど新聞等で報道されたような、防衛省・沖縄防衛局の関係者が業務を受注した業者に再就職していることで評価書の客観性や科学的な信頼性に関する問題は生じることはないと思っております。

○ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関連する業務

平成18年5月の日米安全保障協議委員会（「再編に実施のための日米ロードマップ」）において、普天間飛行場代替施設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、2本の滑走路をV字型に配置することが承認されたことから、平成18年度より本件事業に係る環境影響評価に関連する業務等を実施しています。

- 平成18年度 方法書の作成
現況調査（自主的調査）
- 平成19年度 準備書・評価書の作成
環境調査（環境影響評価法に基づく調査）
- 平成20年度 環境調査（環境影響評価法に基づく調査）
- 平成21年度 現況調査（自主的調査）
- 平成22年度 現況調査（自主的調査）
- 平成23年度 現況調査（自主的調査、資料作成業務含む）



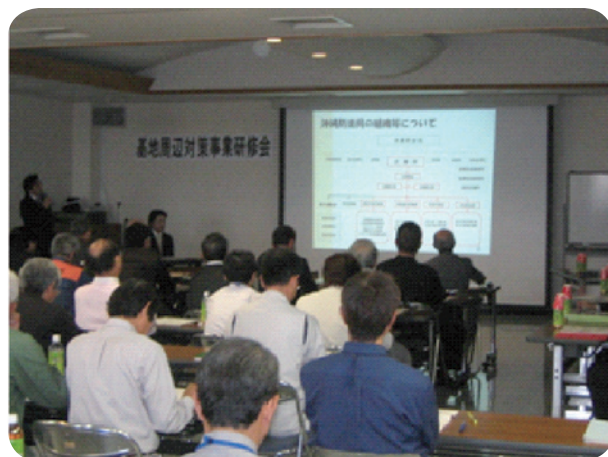
基地周辺対策事業に関する研修会の開催

平成23年12月15日、北中城村役場内において、村議会議員、村役場職員及び自治会長会の関係者約50名を対象とする北中城村議会主催の基地周辺対策事業研修会が開催されました。

当局は、村議会からの依頼を受け、企画部施設対策計画課長ほか周辺対策関係各課の担当者が同研修会に出席し、沖縄防衛局の組織、環境整備法の制度及び同法に基づく各種事業の採択要件などについて、県内の補助事業実績等の事例を交えて説明しました。

当日は、参加者から活発な質疑等もあり、補助事業への関心の高さが感じられる意義ある研修となりました。

当局としましては、今後とも、関係自治体から研修会の依頼があれば、分かりやすい説明を行うなど積極的に対応してまいりたいと考えております。



研修会の様子

金武町ベースボールスタジアムが完成

平成23年12月23日、金武町ベースボールスタジアム（金武町字金武11053番地）の落成式・祝賀会が挙行され、地域住民を始め多数の関係者が参加し完成を祝いました。本施設は、野球愛好家が多い金武町において、近隣市町村との交流試合、大学・社会人野球の合宿場、さらにプロ野球の練習場として、幅広く活用されることが期待されております。

祝賀会において、金武町長から「本施設は、平成21年に地域活性化を図る北部振興事業として採択され、甲子園球場とほぼ同じ仕様で本格的な野球場となっており、国・県など関係者の皆様にご感謝申し上げます。」との言葉をいただきました。

当局としては、本施設が北部地域を対象とした沖縄北部特別振興対策事業のうち、当局が執行に当たった最後の案件であり、その落成には感慨深いものがあります。

また、本施設の完成により、野球を中心とした様々な交流で一層野球が盛んになり、さらに、隣接するギンバル訓練場跡地利用計画における観光リゾート拠点との連携による経済効果も期待できるものと思われ、金武町の益々の発展に貢献できることを願っております。



施設対策計画課担当者（比嘉）

本施設は、限られた予算と約2年の事業期間という厳しい条件のなか、金武町担当者による困難な用地取得交渉に始まり、米軍や県などとの認可に係る調整、周辺住民・地主などへの事業説明、さらに東日本大震災に起因する資材の調達遅延など、様々な課題を克服しながらの完成でした。

本施設の建設に鋭意ご奮闘していただいた町担当者に感謝申し上げます。

キャンプ瑞慶覧の一部土地を初詣参拝者のため臨時駐車場として開放

昨年10月、宜野湾市及び普天満宮から米側及び当局に対し、正月三が日の間、普天満宮に隣接するキャンプ瑞慶覧の一部土地を初詣参拝者のための駐車場として開放してほしいとの要望がありました。

当該区域は海軍病院建設工事区域内にありますが、参拝者の利便性が図られるのみならず普天間周辺の交通渋滞や路上駐車回避に寄与できるとして、米側の好意的配慮により一般住民に臨時駐車場（約200台収容）として一般開放が実現しました。

これに対し、普天満宮の宮司さんから「普天満宮を訪れた多くの人々に24時間フル稼働で利用された」として喜びの声が寄せられました。また、三が日の参拝者は昨年より多く、約10万人余の方々が訪れたとのこと。

本件にご尽力いただきましたキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）基地司令官を始め、関係者の皆様に感謝申し上げます。



臨時駐車場（約200台収容）

キャンプ瑞慶覧（ローワープラザ地区）からの雨水流水被害について

昨年8月5日～6日の台風9号による集中豪雨により、キャンプ瑞慶覧（ローワープラザ地区）から県営山里高層住宅の駐車場に大量の雨水が流入して生じた冠水被害について、このような被害が起らないよう昨年の12月末に施設・区域外への雨水流出を防ぐため、柵を設置する等の再発防止策を完了しました。

なお、冠水した被害車両19台に対する補償も完了しました。



冠水被害状況（民間駐車場）

平成24年度から 防衛省職員の採用方法が変わります！

防衛省では、これまで、国家公務員採用試験とは別に、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を行っていましたが、平成24年度から新試験制度が導入されることに伴い、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を廃止し、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一般職試験の合格者から採用を行います。

なお、防衛省職員採用Ⅱ種試験で行っていた試験区分「語学」及び「国際関係」については、引き続き、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行います。

沖縄防衛局発注工事の空軍年次表彰について

沖縄防衛局は、提供施設整備工事で実施した奥間護岸工事において、2010年米国空軍表彰の功労賞（Citation Award）を受賞し、平成23年12月16日、米国陸軍技術本部沖縄地区事務所長から表彰盾の受け渡しがありました。

米国空軍設計表彰制度は、1976年に創設され35周年を迎えており、太平洋空軍を含む全世界の空軍9軍団を対象として、施設設計、持続可能設計、インテリアデザイン、景観設計など7つの表彰分類があり、2010年度は各軍団の数多くあるプロジェクトの中から選定、表彰された選りすぐりの87件を審査し、奥間護岸工事を含む23件が表彰されました。

奥間護岸工事は、その低い初期費用や耐久性、柔軟性、長寿命性、修復の容易さ、保全性により、屋外環境をおおいに向上させ、護岸は海と隣接したエリアのサンゴや漁場の環境にも配慮していると評価を受け、これが持続可能な（環境に配慮した）設計部門で受賞されたものです。

奥間レストセンターの護岸の浸食及び赤土の流出を防止し、使用可能な土地の破壊から守るため施工されたこの施設整備工事は、周辺の環境に配慮して格子状のコンクリートの内側に植物の種子を含んだ土を吹き付けて埋め戻すことにより、工事完了後は時の経過と共に植物が生え、周辺の木々の緑と調和したより自然に近い景観となることを目指しています。

同工事は、既に2010年太平洋空軍年次表彰の名誉賞（Honor Award）を受賞（はいさい127号平成22年6月1日発行に掲載）しており、この度は、更に全世界規模においても評価されました。

当局が実施した工事が世界規模で評価を受け表彰されたことは、たいへん名誉なことであり、これを励みとしてなお一層技術力の向上に努め、より品質の高い施設の建設を進めていきたいと考えています。



鶴田調達部長と Dawn.Y.Shinsato
在日米陸軍技術本部沖縄地区事務所長



功労賞（Citation Award）の表彰盾



表彰を受けた奥間護岸工事

奥間護岸工事

設計業務名

奥間 (15) 防災施設 (648) 新設土木設計

工事件名

奥間 (17) 防災施設 (648) 新設土木工事

奥間 (18) 防災施設 (648) 新設土木工事

奥間 (19) 防災施設 (648) 新設土木工事

奥間 (20) 防災施設 (648) 新設土木工事

委託者名

(株)アジア技研

請負者名

(有)昭建設

株上原建設

安岡建設株

ライト工業株九州支店



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室

メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp